

◎新潟県告示第379号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新発田市の一部	33
聖籠町の一部	12